

とて、其ま、脇指を抜てうしろへなげすて、伊豫守殿のそばへ進みより、たゞ御手討にあそばされ下され候へ、むなしくながらへ候て、御運のおとろへさせ給ふを見候はんよりは、只今御手にかゝり候はゞ、責て御恩の報じ奉る志のしるしと存じ候はんといひて、頸をのべ平伏しけるを見給て、なにもいはで奥へいられけり、其跡にて外の家老ども壹岐にむかひて、御爲をおもひて申されしは尤にて候へども、折もあるべき事にて候、今日御鷹野より御機嫌にて御歸りありしに、御氣さきをおられ候事は、遠慮もあるべき事にこそと云しを、壹岐、君へ諫を申上候に、御機嫌を考候ては、よき折とてはなき物にて候、今日はよき序とこそ存候へ、其上某事は、御取立のものにて候へば、各とはわけのちがひたる者にて候、御手討にあひ候ても、其分の事にて候といひければ、諸家老各感じあひける、さて家に歸りつゝ、切腹の用意して君命の下るを待けるが、○申略夜ふくる程に人來て、門をたゞ、きしが、召あるま、登城すべしとなり、さてこそとおもひて登城しける、に、すぐに寢所へめし入、其方が晝いひし事心にかゝりて寢られぬ間、夜陰なれどもよびつるなり、わがあやまりたる事は、とかくいふに及ばず、其方が心ざしをふかく感じ思ふて、満足するとの事にて、直に腰の物を賜りしかば、壹岐も思ひ寄らぬ事にて、おぼへず落涙に咽びつゝ、拜賜してまかり出けるとぞ、

〔南龍公言行録上〕一大小姓間宮久彌罪科有之、賴宣君御鷹野より御歸之時分、御通被成ながら、御叱被成御入候跡にて、久彌恐て舌振ひを致を、尻目に御覽被成、久彌口をゆがめ嘲候、弓矢八幡遁さぬと被仰、取て御返し被成候を、久彌も左之手にて脇指をさやながら御次へ投出し、頭をのべ罷出候を、御腰物にて抜打に、唯一打に御成敗被成候、山本圖書之助替て、御腰物を上げ、血刀をば請取まひらす、賴宣君御顔色御眼血をそゞぎたるご、とくに、御近習皆々に向ひて立せ給ひ、久彌めが不届、我手打にしたるは、道理か非道か申上候へと御意なり、皆々頭を地に付恐ぬ者な